

議事要旨(4)過年度遡及修正専門委員会における検討状況について

石井常勤委員及び五反田屋専門研究員より、過年度遡及修正専門委員会での検討状況と今後の日程案について、審議資料(4)-1「過年度遡及修正の取扱い等に関する個別検討」、審議事項(4)-2「固定資産に関する取扱いについての各種論点」、審議資料(4)-3「過年度遡及修正に関する概念(その2)」及び過年度遡及修正に関する論点の整理(案)に基づいて説明が行われ、その後、委員からの質疑に対して応答が行われた。

質疑応答の概要は以下のとおりである。

- ・ 減価償却方法の変更について、会計方針の変更と見積りの変更のいずれとして整理すべきかという点について、次のような議論が行われた。
 - 国際会計基準では、定率法と定額法はそれぞれ異なる経済的便益の消費パターンを反映した償却方法であり、見積りの方法であると考えられている。
 - 我が国の会計学を歴史的にみた場合、定率法と定額法は、生産高比例法のような用役の消費パターンを反映した方法というよりも、消費パターンがわからないために計画的・規則的に償却する方法であり、見積りの方法ではなく、会計方針であると解釈されている(定率法は、維持修繕費と減価償却費を合わせたコストが平均化する方法である)。こうした立場にたつ場合、用役の消費パターンが変わったことを理由として定額法から定率法に償却方法を変更するという考え方は成立しないのではないか。
 - 米国の会計基準では、会計方針の変更と見積りの変更とに区別することが困難なものは見積りの変更とみなすとされており、減価償却方法の変更はこれに該当すると考えられている。今後の検討においても、これと同様の整理を行うことも考えられる。
 - 実務では、経済的便益の消費のパターンに沿うように減価償却の方法を選択しているのではなく、税務上最も有利な方法を選択しているのが実情ではないか。こうした点も踏まえて、議論を行うべきである。
- ・ 見積りの変更について、期首剰余金を通じたキャッチ・アップ的な方式による処理によるならば、変更による影響額が損益計算書を通さずに計上されるため問題であり、国際的な会計基準と同様にプロスペクティブ方式で処理すべきという意見があった。これについて、国際的な会計基準においてもキャッチ・アップ的な方式が行われている会計処理もある点なども考慮しつつ、我が国でどのような方法を採用すべきかについて、今後の専門委員会で理論的な整理を行うことを予定しているとの説明がなされた。
- ・ 誤謬の概念の整理の際には、特に会社法など法制度との関連を踏まえた配慮が必要ではないかとする意見があった。これに対し、法制度に関する部分については企業会計基準委員会で線引きを行うことはできないが、わかり易い形で調整されていないと実務が混

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- 乱することは承知しており、今後の検討にあたっては留意したいとの説明がなされた。
- ・ 過年度遡及修正の処理全般について、費用対効果の観点から配慮が必要であること、遡及修正によって前任者に責任を転嫁できるなど、経営者評価の観点からはデメリットも考えられる点などに配慮が必要であるとする意見があった。これについて、現在検討している論点整理の文案においても対応が検討されているが、今回の意見を踏まえ、今後さらに検討を行うこととしたい旨の説明がなされた。

以 上